

2025年3月7日

各 位

株式会社 福邦銀行

「破産管財人等特殊口座開設手数料」の新設について

株式会社福邦銀行(頭取 湯浅 徹)は、2025年4月1日(火)より破産管財人等特殊口座開設にかかる手数料を新設しますのでお知らせいたします。

お客さまにはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日 2025年4月1日(火)

2. 概要

名 称	破産管財人等特殊口座開設手数料
手数料金額	1 口座あたり 16,500 円(税込) 口座開設時にお支払いいただきます。
対象口座	法人、個人等を問わず、新規に開設する以下の口座が対象となります。 ・破産管財人 ・相続財産清算人(管理人) ・不在者財産管理人 ・遺言執行者 ・遺言整理受任者 ・上記に関連または類似する管理用口座

以上